



2023年6月23日

各 位

会 社 名 イノテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 大塚 信行
(コード：9880 東証プライム)
問 合 せ 先 経営企画部長 宮崎 裕一
(TEL：045-474-9000)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、執行役員（取締役兼務の執行役員を除きます。以下「対象執行役員」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度は、2017年5月23日付け「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて記載した取締役向け譲渡制限付株式報酬制度と同様のものです。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の対象執行役員に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、経営への参画意識をより高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の普通株式を用いた譲渡制限付株式（以下「本株式」といいます。）を割り当てるものです。

2. 本制度の概要

対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象執行役員に対して支給する金銭債権の総額や各対象執行役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により対象執行役員に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象執行役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、当該割当契約は以下の内容を含むものといたします。

- ① 割当てを受けた対象執行役員は一定期間、当該株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、割当てられた譲渡制限付株式を当該対象執行役員から当社が無償で取得すること。

3. 本制度の導入時期

具体的な支給時期、支給金額、発行株式数、その他の本制度の具体的な内容については、今後、当社取締役会において決定することを予定しております。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上